

各 位



平成 23 年 6 月 24 日

会社名：スターティア株式会社

代表者名：代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証マザーズ)

問合せ先：取締役 兼 常務執行役員

経営企画室長 兼 財務経理部長 後久 正明

(TEL：03-5339-2162)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の臨時取締役会におきまして、下記のとおり定款一部変更の件について、平成 23 年 6 月 22 日開催の当社第 16 回定時株主総会に付議することを決議し、平成 23 年 6 月 22 日開催の当社第 16 回定時株主総会において承認・可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、変更を行うものであります。
- (2) 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、定款第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 上記のほか、必要な規定の条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

株主総会開催日 平成23年 6 月22日（水）

変更の効力発生日 平成23年 6 月22日（水）

以 上

(別紙)
定款変更の内容

(下線部分が変更事項であります)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。 1. 市外電話加入者に対する通信提供サービス 2. 第二種電気通信事業関連の通信提供サービス 3. 電話による事務連絡の取次サービス業 4. 電話による情報提供サービス 5. 市外電話通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業 6. 国際電話サービス利用に関する代理店業務 7. コンピューターによる計算業務の受託並びにシステム運営管理の受託 8. コンピューターのシステム開発及びソフトウェア開発と販売並びにコンサルティング業務 9. 生産、販売、財務等経営に関するコンサルティング 10. コンピューター機器の販売 11. 事務機器及び通信機器の販売並びに製造 12. 電話加入権の売買 13. 広告代理店業務 14. 情報を中心とする出版	第1章 総則 第1条 (変更なし) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。 1. 市外電話加入者に対する通信提供サービス 2. 第二種電気通信事業関連の通信提供サービス 3. 電話による事務連絡の取次サービス業 4. 電話による情報提供サービス 5. 市外電話通信回線利用加入者の募集及びその利用権販売促進に関する代理店業 6. 国際電話サービス利用に関する代理店業務 7. コンピューターによる計算業務の受託並びにシステム運営管理の受託 8. コンピューターのシステム開発及びソフトウェア開発と販売並びにコンサルティング業務 9. 生産、販売、財務等経営に関するコンサルティング 10. コンピューター機器の販売及びサポート業務 11. 事務機器及び通信機器の販売と賃貸並びに製造 12. 電話加入権の売買 13. 広告代理店業務 14. 情報を中心とする出版

現行定款	変更案
15. 宅地建物取引業 16. 内装仕上工事業 17. 電気通信工事業 18. 電気工事業 19. インテリア用品の販売 20. 事務機器及び通信機器の中古製品の売買 21. 建築工事業 22. 有料職業紹介業 23. 一般労働者派遣業 24. 建具工事業 25. 第一種貨物利用運送事業 26. 損害保険代理店業 27. 生命保険の募集に関する業務 (新設) 28. 前各号に附帯する一切の業務 第3条 ～ (条文省略) 第5条 第2章 株式 第6条 (条文省略) (単元株式数) 第6条の2 本会社の単元株式数は、100株とする。 第7条 (条文省略) (新設 現行定款第6条の2より移設) (新設) 第8条 (条文省略) 第9条 (条文省略)	15. 宅地建物取引業 16. 内装仕上工事業 17. 電気通信工事業 18. 電気工事業 19. インテリア用品の販売 20. 事務機器及び通信機器の中古製品の売買 21. 建築工事業 22. 有料職業紹介業 23. 一般労働者派遣業 24. 建具工事業 25. 第一種貨物利用運送事業 26. 損害保険代理店業 27. 生命保険の募集に関する業務 28. <u>支払事務代行業務及び請求事務代行業務</u> 29. 前各号に附帯する一切の業務 第3条 ～ (変更なし) 第5条 第2章 株式 第6条 (変更なし) (削除 変更案第8条に移設) 第7条 (変更なし) (単元株式数) 第8条 <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u> (単元未満株式についての権利) 第9条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 第10条 (変更なし) 第11条 (変更なし)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第10条 ～ (条文省略) 第15条 第4章 取締役及び取締役会 第16条 ～ (条文省略) 第25条 第5章 監査役及び監査役会 第26条 ～ (条文省略) 第34条 第6章 会計監査人 第35条 ～ (条文省略) 第37条 第7章 計算 第38条 ～ (条文省略) 第41条	第3章 株主総会 第12条 ～ (変更なし) 第17条 第4章 取締役及び取締役会 第18条 ～ (変更なし) 第27条 第5章 監査役及び監査役会 第28条 ～ (変更なし) 第36条 第6章 会計監査人 第37条 ～ (変更なし) 第39条 第7章 計算 第40条 ～ (変更なし) 第43条

以上